(平成十六・八・四)

民法 (明治二十九年法律第八十九号) 現代語化案・目次及び第一編 (総則)

第四節 補則 (第八十四条・第八十四条の二)	第三節 法人の解散 (第六十八条・第八十三条)	第二節 法人の管理 (第五十二条・第六十七条)	第一節 法人の設立 (第三十三条・第五十一条)	第三章 法人	第五節 同時死亡の推定(第三十二条の二)	三十二条)	第四節の不在者の財産の管理及び失踪の宣告(第二十五条・第	第三節 住所 (第二十二条・第二十四条)	第二節 行為能力 (第四条・第二十一条)	第一節 権利能力 (第三条)	第二章 人	第一章 通則(第一条・第二条)	第一編 総則	目次	民法	改正案
第四節 補則	第三節 法人工解散	第二節 法人人管理	第一節 法人ノ設立	第二章 法人	第五節 同時死亡ノ推定		第四節 失踪	第三節 住所	第二節 能力	第一節の私権ノ享有	第一章 人		第一編 総則		民法	現

第五節
罰則
(第八十四条の三)

第四章 物 (第八十五条 - 第八十九条)

第五章 法律行為

第一節 総則 (第九十条・第九十二条)

第二節 意思表示 (第九十三条・第九十八条の二)

第三節 代理 (第九十九条 - 第百十八条)

第四節 無効及び取消し (第百十九条・第百二十六条)

第五節 条件及び期限(第百二十七条・第百三十七条)

第六章 期間の計算 (第百三十八条・第百四十三条)

第七章 時効

第一節 総則 (第百四十四条・第百六十一条)

第二節 第三節 消滅時効 (第百六十六条・第百七十四条の二) 取得時効 (第百六十二条 - 第百六十五条)

第二編 物 権

第一章 総則 (第百七十五条・第百七十九条)

第二章 占有権

第一節 占有権の取得 (第百八十条・第百八十七条)

第二節 占有権の効力 (第百八十八条・第二百二条)

占有権の消滅 (第二百三条・第二百四条)

第四節 準占有 (第二百五条)

> 第五節 罰則

第三章 物

第四章

法律行為

第一節 総則

第 _ 節 意思表示

第三節 代理

第四節 無効及ヒ取消

第五章 期間

第五節

条件及ヒ期限

第六章 時効

第一節 総則

第二節 取得時効

第三節 消滅時効

第一章 総則 第二編

物 権

第二章 第一節 占有権 占有権ノ取得

第三節 第二節 占有権ノ効力 占有権ノ消滅

第四節

準占有

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲 (第二百六条・第二百八条)

第 | |款 相隣関係 (第二百九条 - 第二百三十八条)

第二節 所有権の取得 (第二百三十九条・第二百四十八条)

第三節 共有 (第二百四十九条 - 第二百六十四条)

第四章 地上権 (第二百六十五条・第二百六十九条の二)

第五章 永小作権 (第二百七十条 第二百七十九条)

第六章 地役権 (第二百八十条 - 第二百九十四条)

第七章 留置権 (第二百九十五条 - 第三百二条)

第八章 先取特権

第一節 総則 (第三百三条・第三百五条)

第 _ 節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権 (第三百六条・第三百十条)

第二款 動産の先取特権(第三百十一条・第三百二十四条)

第三款 不動産の先取特権 (第三百二十五条・第三百二十八

条)

第三節 先取特権の順位 (第三百二十九条・第三百三十二条)

第四節 先取特権の効力 (第三百三十三条・第三百四十一条)

第九章 質権

第三章 所有権

第一節 所有権ノ限界

第二節 所有権ノ取得

第三節 共有

地上権

第六章 地役権

留置権

第八章 第一節 先取特権 総則

第 _ 節

第 一 款 一般ノ先取特権

第四節

先取特権ノ効力

第三節

先取特権ノ順位

第四章

第五章 永小作権

第七章

先取特権ノ種類

第三款 不動産ノ先取特権 第二款

動産ノ先取特権

第一款総則(第四百二十七条)	第三節 多数当事者の債権及び債務	- 第四百二十六条)	第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権 (第四百二十三条	条)	第一款 債務不履行の責任等 (第四百十二条・第四百二十二	第二節 債権の効力	第一節(債権の目的(第三百九十九条・第四百十一条)	第一章 総則	第三編 債権	第四節(根抵当(第三百九十八条の二・第三百九十八条の二十	第三節(抵当権の消滅(第三百九十六条・第三百九十八条)	第二節 抵当権の効力 (第三百七十三条・第三百九十五条)	第一節(総則(第三百六十九条・第三百七十二条)	第十章 抵当権	第四節 権利質(第三百六十二条・第三百六十八条)	第三節 不動産質 (第三百五十六条・第三百六十一条)	第二節 動産質(第三百五十二条・第三百五十五条)	第一節 総則 (第三百四十二条・第三百五十一条)
第一款 総則	第三節 多数当事者ノ債権					第二節 債権ノ効力	第一節 債権ノ目的	第一章 総則	第三編 債権	第四節 根抵当	第三節 抵当権ノ消滅	第二節 抵当権ノ効力	第一節 総則	第十章 抵当権	第四節 権利質	第三節 不動産質	第二節 動産質	第一節 総則

第三款 契約ノ解除	第三款 契約の解除 (第五百四十条・第五百四十八条)
第二款 契約ノ効力	第二款 契約の効力 (第五百三十三条—第五百三十九条)
第一款 契約ノ成立	第一款(契約の成立(第五百二十一条・第五百三十二条)
第一節 総則	第一節 総則
第二章 契約	第二章 契約
第五款 混同	第五款 混同(第五百二十条)
第四款 免除	第四款 免除 (第五百十九条)
第三款 更改	第三款 更改 (第五百十三条—第五百十八条)
第二款 相殺	第二款 相殺 (第五百五条—第五百十二条)
	第三目(弁済による代位(第四百九十九条・第五百四条)
	十八条)
	第二目(弁済の目的物の供託 (第四百九十四条・第四百九
	第一目(総則(第四百七十四条・第四百九十三条)
第一款 弁済	第一款 弁済
第五節 債権ノ消滅	第五節 債権の消滅
第四節(債権ノ譲渡)	第四節(債権の譲渡(第四百六十六条・第四百七十三条)
第四款 保証債務	第四款 保証債務 (第四百四十六条 - 第四百六十五条)
第三款 連帯債務	第三款(連帯債務(第四百三十二条・第四百四十五条)
	四百三十一条)
第二款 不可分債務	第二款 不可分債権及び不可分債務 (第四百二十八条・第

第三章 事務管理	第三章 事務管理(第六百九十七条・第七百二条)
第十四節 和解	第十四節 和解 (第六百九十五条・第六百九十六条)
第十三節 終身定期金	第十三節 終身定期金(第六百八十九条・第六百九十四条)
第十二節 組合	第十二節(組合(第六百六十七条・第六百八十八条)
第十一節 寄託	第十一節 寄託 (第六百五十七条—第六百六十六条)
第十節 委任	第十節 委任(第六百四十三条・第六百五十六条)
第九節 請負	第九節 請負 (第六百三十二条 · 第六百四十二条)
第八節 雇傭	第八節 雇用 (第六百二十三条 第六百三十一条)
第三款 賃貸借ノ終了	第三款 賃貸借の終了 (第六百十七条・第六百二十二条)
第二款 賃貸借ノ効力	第二款 賃貸借の効力 (第六百五条・第六百十六条)
第一款 総則	第一款 総則 (第六百一条・第六百四条)
第七節 賃貸借	第七節 賃貸借
第六節 使用貸借	第六節 使用貸借(第五百九十三条・第六百条)
第五節 消費貸借	第五節 消費貸借(第五百八十七条・第五百九十二条)
第四節 交換	第四節 交換(第五百八十六条)
第三款 買戻	第三款 買戻し (第五百七十九条・第五百八十五条)
第二款 売買ノ効力	第二款 売買の効力 (第五百六十条・第五百七十八条)
第一款 総則	第一款 総則 (第五百五十五条・第五百五十九条)
第三節 売買	第三節一売買
第二節贈与	第二節 贈与(第五百四十九条・第五百五十四条)

第四章 不当利得 (第七百三条 第七百八条)

第五章 不法行為 (第七百九条 第七百二十四条)

第四編 親族

第一章 総則 (第七百二十五条 - 第七百三十条)

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件 (第七百三十一条・第七百四十一条)

第 _ 款 婚姻の無効及び取消し (第七百四十二条・第七百四

十九条)

第二節 婚姻の効力 (第七百五十条・第七百五十四条)

第三節 夫婦財産制

第 一 款 総則 (第七百五十五条・第七百五十九条)

第 二 款 法定財産制 (第七百六十条 - 第七百六十二条)

第四節 離婚

第 一 款 協議上の離婚 (第七百六十三条・第七百六十九条)

第二款 裁判上の離婚 (第七百七十条・第七百七十一条)

第三章 親子

第一節 実子 (第七百七十二条・第七百九十一条)

民法

第五章

不法行為

第四章

不当利得

民法

第四編

第一章 親族 総則

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第 一 款 婚姻の要件

第二款 婚姻の無効及び取消

第二節 婚姻の効力

第一款 総則 第三節

夫婦財産制

第二款 法定財産制

第四節 離婚

第 一 款 協議上の離婚

第二款 裁判上の離婚

第三章 親子

第一節 実子

第
節
養子

第一款 縁組の要件 (第七百九十二条・第八百一条)

第二款 縁組の無効及び取消し (第八百二条・第八百八条)

第三款 縁組の効力 (第八百九条・第八百十条)

第四款 離縁 (第八百十一条 - 第八百十七条)

第五款 特別養子(第八百十七条の二・第八百十七条の十一

第四章 親権

第一節 総則 (第八百十八条・第八百十九条)

第 _ 節 親権の効力 (第八百二十条・第八百三十三条)

第三節 親権の喪失 (第八百三十四条・第八百三十七条)

第五章 後見

第一節 後見の開始 (第八百三十八条)

第二節 後見の機関

第 一 款 後見人 (第八百三十九条 第八百四十七条)

第 _ 款 後見監督人 (第八百四十八条 - 第八百五十二条)

第三節 後見の事務 (第八百五十三条・第八百六十九条)

第四節 後見の終了 (第八百七十条・第八百七十五条)

第六章 保佐及び補助

第一節 保佐 (第八百七十六条・第八百七十六条の五)

> 第四章 親 権

第一節 総則

第二節 親権の効力

第三節 親権の喪失

第五章 後見

第一節 後見の開始

第二節 後見の機関

第 _ 款 第 一 款 後見人 後見監督人

第三節 第四節 後見の事務 後見の終了

第五章の二 保佐及び補助

第一節

保佐

第 __ 節 養子

第 一 款 縁組の要件

第二款 縁組の無効及び取消

第三款 縁組の効力

第四款 離縁

第五款 特別養子

第二節
節
補助(
(第八百七十六条の六・第八百
ハ百七十六条の十)
第一
_

第七章 扶養 (第八百七十七条 第八百八十一条)

第五編 相続

第一章 総則 (第八百八十二条・第八百八十五条)

第二章 相続人 (第八百八十六条 第八百九十五条)

第三章 相続の効力

第一節 総則 (第八百九十六条 第八百九十九条)

第二節 相続分 (第九百条 第九百五条)

第三節 遺産の分割 (第九百六条・第九百十四条)

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則 (第九百十五条・第九百十九条)

第二節 相続の承認

第一款 単純承認 (第九百二十条・第九百二十一条)

第二款 限定承認 (第九百二十二条 - 第九百三十七条)

第三節 相続の放棄 (第九百三十八条・第九百四十条)

第五章 財産分離 (第九百四十一条・第九百五十条)

第六章 相続人の不存在(第九百五十一条・第九百五十九条)

第七章 遺言

第一節 総則 (第九百六十条・第九百六十六条)

第二節 遺言の方式

第二節 補助

第六章 扶養

第五編 相続

第一章 総則

第二章 相続人

第三章 相続の効力

第一節 総則

第二節 相続分

第三節 遺産の分割

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則

第二節 承認

第一款 単純承認

第二款 限定承認

第三節放棄

第五章 財産の分離

第六章

相続人の不存在

第七章 遺言

第一節 総則

第二節 遺言の方式

第二章 人		解釈の基準)	権利の濫用は、してはならない。	なければならない。	権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わ	らない。	一条 私権は、公共の福祉に適合するものでなければな 笋	(基本原則)	第一章 通則	第一編 総則	附則	第八章 遺留分 (第千二十八条・第千四十四条)	\sim	第五節 遺言の撤回及び取消し(第千二十二条・第千二十七条	第四節(遺言の執行(第千四条・第千二十一条)	第三節 遺言の効力 (第九百八十五条・第千三条)	第二款(特別の方式(第九百七十六条・第九百八十四条)	第一款 普通の方式 (第九百六十七条・第九百七十五条)
第一章 人	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		権利ノ濫用ハ之ヲ許サス	コトヲ要ス	権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為ス		第一条 私権八公共ノ福祉ニ遵フ			第一編 総則	民法	第八章 遺留分		第五節 遺言の取消	第四節 遺言の執行	第三節 遺言の効力	第二款 特別の方式	第一款の方式

第一節 権利能力

私権の享有は、 出生の時から始まる。

2 を除き、私権を享有する。 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合

第二節 行為能力

(成年)

第四条年齢二十歳をもって、 成年とする。

(未成年者の法律行為)

第五条 未成年者が法律行為(法律上の効果の発生を目的

第四条

とする意思表示を内容とする行為をいう。以下同じ。

をするには、その法定代理人の同意を得なければならな

単に権利を得、又は義務を免れる法律行為

については、この限りでない

ただし、

2 前項の規定に反する法律行為は、 取り消すことができ

ಠ್ಠ

3 て処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定め

いで処分を許した財産の処分をするときも、 成年者が自由に処分をすることができる。 目的を定めな 同様とする

> 第一節 私権ノ享有

第一条ノ三 私権ノ享有八出生ニ始マル

第二条 外国人八法令又八条約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私

権ヲ享有ス

第二節

能力

第三条 満二十年ヲ以テ成年トス

行為八此限二在ラス

意ヲ得ルコトヲ要ス但単ニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ

未成年者力法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同

前項ノ規定二反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第五条 同シ 其目的ノ範囲内二於テ未成年者随意二之ヲ処分スルコト ヲ得目的ヲ定メスシテ処分ヲ許シタル財産ヲ処分スル亦 法定代理人力目的ヲ定メテ処分ヲ許シタル財産ハ

(未成年者の営業の許可)

第六条 為を行う場合において、その法律行為の効果を自己に対 営業に関しては、成年者と同一の行為能力(自ら法律行 して確定的に帰属させる能力をいう。以下同じ。) を有 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えるこ

四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又は とができない事由があるときは、 その法定代理人は、第

制限することができる。

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常

四親等内の親族、未成年後見人(第八百三十九条及び第

八百四十条に規定する未成年後見人をいう。以下この節

況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、

及び第八百四十九条に規定する未成年後見監督人をいう において同じ。)、未成年後見監督人(第八百四十八条

の三に規定する保佐監督人をいう。以下この節において 定する保佐人をいう。)、保佐監督人(第八百七十六条 以下この節において同じ。)、保佐人(第十二条に規

> 第六条 業二関シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス 種又八数種ノ営業ヲ許サレタル未成年者八其営

アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ従ヒ其許可ヲ 前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未夕其営業ニ堪へサル事跡

取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第七条 保佐監督人、補助人、補助監督人又八検察官ノ請求二因 内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、 況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等 精神上ノ障害二因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常

リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得

て同じ。) 又は検察官の請求により、後見開始の審判を条の八に規定する補助監督人をいう。以下この節におい第十一条において同じ。)、補助監督人 (第八百七十六同じ。)、補助人 (第十六条に規定する補助人をいう。

(成年被後見人及び成年後見人)

することができる。

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし

これに成年後見人を付する。

(成年被後見人の法律行為)

る。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為第九条(成年被後見人の法律行為は、取り消すことができ

については、この限りでない。

(後見開始の審判の取消し)

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁

年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。)、後見監判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成

十九条の二に規定する成年後見監督人をいう。) をいう督人 (未成年後見監督人及び成年後見監督人 (第八百四

。以下同じ。) 又は検察官の請求により、後見開始の審計ナ条の二に規定する所年後見監督人をいう。) をいう

判を取り消さなければならない。

第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシ

テ之二成年後見人ヲ付ス

第九条 成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得但

日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ

在ラズ

第十条 第七条二定メタル原因止ミタルトキ八家庭裁判所

人及ビ成年後見人ヲ謂フ以下同ジ)、後見監督人(未成ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人(未成年後見

検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス年後見監督人及ビ成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ)又ハ

(保佐開始の審判)

第十一条 く不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配 精神上の障害により事理を弁識する能力が著し

偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、 補助監督人又は検察官の請求により、 保佐開始の審判を

することができる。 ただし、第七条に規定する原因があ

る者については、この限りでない。

被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、

これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保

第十二条

し書に規定する行為については、この限りでない。 佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただ

元本を領収し、又は利用すること。

借財又は保証をすること。

不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的

とする行為をすること。

兀 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意 (仲裁法 (平成十五年法律

> 第十一条 精神上ノ障害二因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シ

ク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四

親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督

人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ

得但第七条二定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十一条ノニ 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人ト

シテ之二保佐人ヲ付ス

人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為 被保佐人力左二掲ケタル行為ヲ為ス二八其保佐

二付テハ此限ニ在ラズ

元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト

借財又八保証ヲ為スコト

 \equiv 不動産其他重要ナル財産ニ関スル権利ノ得喪ヲ目的

トスル行為ヲ為スコト

四 訴訟行為ヲ為スコト

五 贈与、和解又八仲裁合意ヲ為スコト

保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被	3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保 は、この限りでない。
八此限ニ在ラズ	きる。ただし、第九条ただし書に規定する行為について
審判ヲ為スコトヲ得但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テ	人の同意を得なければならない旨の審判をすることがで
為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ	に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐
ハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人力前項ニ掲ケサル行	若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号
家庭裁判所八第十一条本文二掲ゲタル者又八保佐人若ク	2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人
F	こと。
九の第六百二条二定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコ	九 第六百二条各号に定める期間を超える賃貸借をする
八(新築、改築、増築又八大修繕ヲ為スコト)	八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
	٥
	一項に規定する負担付遺贈をいう。)を承認すること
	。)の申込みを承諾し、又は負担付遺贈(第千二条第
遺贈ヲ受諾スルコト	(第五百五十一条第二項に規定する負担付贈与をいう
七 贈与若ク八遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ	七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与
	•
	条第一項に規定する遺産の分割をいう。)をすること
六 相続ノ承認若クハ放棄又八遺産ノ分割ヲ為スコト	六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割 (第九百五
	う。)をすること。
	第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をい

求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることがでらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわ

り消すことができる。 一の同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り、保佐人の同意を得なければならない行為であって、そ

(保佐開始の審判の取消し)

検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなけれて後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成第十四条(第十一条本文に規定する原因が消滅したときは(第

第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。2(家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条

補助開始の審判

ばならない。

督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をするこ四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十

代ハル許可ヲ与フルコトヲ得キハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルト

之二代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコ保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ

トヲ得

ノ請求二因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見第十三条(第十一条本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家

ノ審判ノ全部又ハー部ヲ取消スコトヲ得家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項

検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内第十四条「精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十

同意アルコトヲ要ス	人の同意がなければならない。
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ	2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本
	の一部に限る。
	ることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為
ル行為八第十二条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル	その審判によりその同意を得なければならないものとす
スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要ス	ければならない旨の審判をすることができる。ただし、
定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要	人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得な
又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特	者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助
第十六条 家庭裁判所八第十四条第一項本文二掲ゲタル者	第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する
	(補助人の同意を要する旨の審判等)
之二補助人ヲ付ス	これに補助人を付する。
第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ	第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、
	(被補助人及び補助人)
	0
六条の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス	七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない
補助開始ノ審判ハ第十六条第一項ノ審判又ハ第八百七十	3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百
人ノ同意アルコトヲ要ス	、本人の同意がなければならない。
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニハ本	2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには
限ニ在ラズ	る原因がある者については、この限りでない。
七条又八第十一条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此	とができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定す

求により、補助人の同意に代わる許可を与えることがでらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわ3 補助人の同意を得なければならない行為について、補

り消すことができる。 の同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取4 補助人の同意を得なければならない行為であって、そ

補助開始の審判の取消し)

第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条

判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始3(前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審

(審判相互の関係)

の審判を取り消さなければならない。

キハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルト補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被

代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

之二代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコ補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ

トヲ得

検察官ノ請求二因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成第十七条(第十四条第一項本文二定メタル原因止ミタルト

ノ審判ノ全部又ハー部ヲ取消スコトヲ得家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第一項

ヲ聡テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判前条第一項ノ審判及ビ第八百七十六条の九第一項ノ審判

ればならない。
本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなけ、保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その第十九条、後見開始の審判をする場合において、本人が被

しくは被保佐人であるときについて準用する。助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補2.前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本2.

制限行為能力者の相手方の催告権)

る。この場合において、その者がその期間内に確答を発しい。)となった後、その者に対し、一箇月以上の期間をじ。)となった後、その者に対し、一箇月以上の期間をじ。)となった後、その者に対し、一箇月以上の期間をじ。)の相手方は、その制限行為能力者が行っ。以下同じ。)の相手方は、その制限行為能力者が行いない者をいう。以下同年の場所である。この場合において、その者がその期間内に確答を発し、という。以下同時には、その制限行為能力者が行いる。

力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能

しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2

佐開始又八補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保第十八条(後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐

ルトキニ之ヲ準用スヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナ年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成

為ヲ追認シタルモノト看做ス 人及ビ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ 人及ビ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ 人及ビ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ ニカシ 制限能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐

人、保佐人又八補助人ニ対シ其権限内ノ行為ニ付キ前項制限能力者カ未タ能力者トナラサル時ニ於テ其法定代理

(居所) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	第三節 住所 ことかてきなり	1。 詐術を用いたときは、その行為を取り消す 門行為育力者が行為自力者であることを信		ないときは、その行為を取り消したものとみなす。	被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発し	ることができる。この場合において、その被保佐人又は	内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨を催告す	一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間	4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第	行為を取り消したものとみなす。	にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その	3 特別の方式を要する行為については、第一項の期間内	内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。	よる催告をした場合において、これらの者が同項の期間	人に対し、その権限内の行為について前項前段の規定に
第二十一条(各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス	第三節 住所	非術ヲ用ヒタルトキハ其行為ヲ取消スコトヲ得ス第二十条			ハ之ヲ取消シタルモノト看做ス	助人ガ其期間内ニ右ノ追認ヲ得タル通知ヲ発セサルトキ	ヲ得ベキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其被保佐人又ハ被補	二対シテハ第一項ノ期間内ニ其保佐人又八補助人ノ追認	被保佐人又八第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人	做ス	践ミタル通知ヲ発セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看	特別ノ方式ヲ要スル行為ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ			ノ催告ヲ為スモ其期間内ニ確答ヲ発セサルトキ亦同シ

管理人の権限)	ることができる。	に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ず ムル5	前二項に規定する処分のほか、家庭裁判所は、管理人 右ノコ	ができる。	者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずること 理人	人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在 察官・	不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係 不在お	中から支弁する。	らない。この場合において、その費用は、不在者の財産 要スに	理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければな タル窓	第二十七条(前二条の規定により家庭裁判所が選任した管 第二十七条	(管理人の職務)	とができる。	害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任するこ 八検宮	不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利 者ノ	第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その 第二十六条	管理人の改任)	才により、その合くを耳り消さなに才にならなり、 耳消し	
		ムル処分八之ヲ管理人ニ命スルコトヲ得	ノ外総テ家庭裁判所カ不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認		理人ニモ前項ノ手続ヲ命スルコトヲ得	察官ノ請求アルトキ八家庭裁判所八不在者力置キタル管	不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害関係人又八検		要ス但其費用八不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支弁ス	タル管理人八其管理スヘキ財産ノ目録ヲ調製スルコトヲ	七条(前二条ノ規定ニ依リ家庭裁判所ニ於テ選任シ			ハ検察官ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得	者ノ生死分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害関係人又	六条 不在者力管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在		取消スコトヲ要ス	

える行為を必要とするときも、同様とする。
い場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超の行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、そ第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える

(管理人の担保提供及び報酬)

について相当の担保を立てさせることができる。 第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還 |

与えることができる。により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に2の家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情

(失踪の宣告)

庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をす第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家

ることができる。

様とする。

様とする。

の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同ぞれ、戦争が終わった後、船舶が沈没した後又はその他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それ2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中にあった者その他2

カ不在者ノ定メ置キタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人為ヲ必要トスルトキハ家庭裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ為ス第二十八条(管理人カ第百三条ニ定メタル権限ヲ超ユル行

還二付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得第二十九条の家庭裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返

トキ亦同シ

家庭裁判所八管理人ト不在者トノ関係其他ノ事情ニ依リ

不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ

得

裁判所八利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコト第三十条(不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ家庭

ヲ得

タル後一年間分明ナラサルトキ亦同シ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又八其他ノ危難ノ去リ死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ戦争ノ戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他

(失踪の宣告の効力)

したものとみなす。 り失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定によ第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた は

(失踪の宣告の取消し)

会の効力に影響を及ぼさない。 一次の取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行動を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣え、と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時 第

おいてのみ、その財産を返還する義務を負う。って権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度に2.失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによ

第五節 同時死亡の推定

危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタ

為シタル行為ハ其効力ヲ変セス取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ裁判所ハ本人又ハ利害関係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ証明アルトキハ家庭第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時

還スル義務ヲ負フ利ヲ失フモ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ其財産ヲ返失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ権

第五節 同時死亡ノ推定

時二死亡シタルモノト推定ス後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同第三十二条ノニ(死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡)

二従ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得	
第三十五条 営利ヲ目的トスル社団ハ商事会社設立ノ条件	(削除)
	るおそれのある文字を用いてはならない。
	法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認され
	この章において同じ。) でない者は、その名称中に社団
	って、同条の規定により法人となったものをいう。以下
認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ	おいて同じ。) 又は財団法人 (同条に規定する財団であ
名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤	条の規定により法人となったものをいう。以下この章に
第三十四条ノニ 社団法人又八財団法人ニ非ザルモノハ其	第三十五条 社団法人 (前条に規定する社団であって、同
	(名称の使用制限)
	•
官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得	のは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる
スル社団又八財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務	に関する社団又は財団であって、営利を目的としないも
第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益二関	第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益
	(公益法人の設立)
八成立スルコトヲ得ス	なければ、成立しない。
第三十三条 法人八本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレ	第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によら
	(法人の成立)
第一節 法人人設立	第一節 法人の設立
第二章 法人	第三章 法人

三事務所	三 事務所の所在地
二 名称	二名称
一 目的	一目的
ヲ記載スルコトヲ要ス	成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
第三十七条(社団法人ノ設立者八定款ヲ作リ之ニ左ノ事項	第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作
	(定款)
モノハ此限ニ在ラス	規定がある権利については、この限りでない。
コトヲ得サル権利及ヒ法律又ハ条約中ニ特別ノ規定アル	有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の
立スル同種ノ者ト同一ノ私権ヲ有ス但外国人カ享有スル	同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享
前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外国法人八日本ニ成	2 前項各号に掲げる外国法人は、日本において成立した
	と認められるものとされた外国法人
	三 法律又は条約の規定により日本において法人である
	国の法令の規定により成立した会社
	二 商法 (明治三十二年法律第四十八号)に相当する外
	外国又はその行政区画である公共団体
ラレタルモノハ此限ニ在ラス	おいて法人であるとは認められないものとする。
除ク外其成立ヲ認許セス但法律又八条約ニ依リテ認許セ	いう。以下同じ。) は、次に掲げるものを除き、日本に
第三十六条(外国法人八国、国ノ行政区画及ヒ商事会社ヲ	第三十六条 外国法人 (外国の法律により成立した法人を
	(外国法人)
前項ノ社団法人二八総テ商事会社ニ関スル規定ヲ準用ス	

係人又八検察官ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコトヲ要ス	したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求に
免ノ方法ヲ定メスシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関	事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないで死亡
第四十条 財団法人ノ設立者力其名称、事務所又八理事任	第四十条 財団法人を設立しようとする者が、その名称、
	(裁判所による名称等の定め)
	でに掲げる事項を定めなければならない。
	いう。以下同じ。) で、第三十七条第一号から第五号ま
	営に関する事項その他設立に必要な事項を定めることを
ヲ定ムルコトヲ要ス	な財産を提供するとともに、その財団法人の組織及び運
行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項	を目的とする寄附行為(財団法人を設立するために必要
第三十九条 財団法人ノ設立者八其設立ヲ目的トスル寄附	第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立
	(寄附行為)
ヲ生セス	効力を生じない。
定款ノ変更八主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力	2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その
定アルトキハ此限ニ在ラス	段の定めがあるときは、この限りでない。
意アルトキニ限リ之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ	ときに限り、変更することができる。 ただし、定款に別
第三十八条(社団法人ノ定款ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ同	第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意がある
	(定款の変更)
六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定	六(社員の資格の得喪に関する規定)
五 理事ノ任免ニ関スル規定	五 理事の任免に関する規定
四 資産二関スル規定	四の資産に関する規定

	(法人の不法行為能力等)
負フ	務を負う。
因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ	為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義
第四十三条 法人八法令ノ規定ニ従ヒ定款又八寄附行為ニ	第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行
	(法人の能力)
効力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ帰属シタルモノト看做ス	力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。
遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ	2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効
	の許可があった時から法人に帰属する。
成ス	れた財産をいう。次項において同じ。) は、法人の設立
	産(寄附行為により財団を構成すべきものとして提供さ
第四十二条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄	第四十二条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財
	(寄附財産の帰属時期)
	為をする場合について準用する。
用ス	関する規定は、その性質に反しない限り、遺言で寄附行
遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺贈ニ関スル規定ヲ準	2 第五編第七章 (遺言)及び第八章 (遺留分)中遺贈に
	について準用する。
関スル規定ヲ準用ス	性質に反しない限り、生前の処分で寄附行為をする場合
第四十一条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ贈与ニ	第四十一条 第三編第二章第二節 (贈与)の規定は、その
	(贈与又は遺贈に関する規定の準用)
	より、これを定めなければならない。

目的	法人の設立の登記において登記すべき事項は登記の登記事項及び変更の登記等)	ばならない。 本物の所在地においては三週間以内に、登記をしなけれ 在地	法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事 法人記をしなければ、第三者に対抗することができない。 二非	て 登 —	。	在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在	第四十五条(法人は、その設立の日から、主たる事務所の 第四+	(法人の設立の登記)	人は、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。	員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理 及ヒ	加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社 ヲ加	法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を 法人	うについて他人に加えた損害を賠償する責めに任ずる。 キ他	第四十匹条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行 第四+
目的	第四十六条 登記スヘキ事項左ノ如シ	在地ニ於テ八三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス	法人設立ノ後新二事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所 二非サレハ之ラ以テ他人ニ対抗スルニトラ得ス	法人ノ設立八其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為ス	内二登記ヲ為スコトヲ要ス	二於テ八二週間、其他ノ事務所ノ所在地二於テ八三週間	第四十五条 法人八其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地		責二任ス	及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ	ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事	法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害	キ他人二加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス	第四十四条 法人小理事其他ノ代理人尤其職務ラ行フニ付

名称

事務所の所在地

兀 設立の許可の年月日

存立時期を定めたときは、 その時期

五

資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、 その方法

八 理事の氏名及び住所

前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、 主たる

2

所の所在地においては三週間以内に、 事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務 変更の登記をしな

ければならない。この場合において、登記前にあっては その変更をもって第三者に対抗することができない。

する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行

3

所の所在地においてその登記をしなければならない。 取消しがあったときは、主たる事務所及びその他の事務

の場合においては、 前項後段の規定を準用する。

登記の期間の計算)

第四十七条 すべき事項であって、官庁の許可を要するものは、その 第四十五条第一項及び前条の規定により登記

名称

 \equiv 事務所

設立許可ノ年月日

兀

存立時期ヲ定メタルトキ八其時期

五

資産ノ総額

七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法

八 理事ノ氏名、住所

於テ八三週間内二其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リ 務所ノ所在地ニ於テハニ週間、 前項二掲ケタル事項中二変更ヲ生シタルトキハ主タル事 其他ノ事務所ノ所在地ニ

テハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス

スル仮処分又八其仮処分ノ変更若ク八取消アリタルトキ 理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任 ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用 八主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記

ス

第四十七条 スヘキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ 第四十五条第一項及ヒ前条ノ規定ニ依リ登記

許可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(事務所の移転の登記)

地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記問以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週 第

しなければならない。

げる事項を登記しなければならない。 在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、

ときは、その移転を登記すれば足りる。 8~ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転した

(外国法人の登記)

用する。ただし、外国において生じた事項については、定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準第四十九条(第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規)

の外国法人を法人でないものとみなすことができる。事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、そ2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その

その通知が到達した時から登記の期間を起算する。

到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

一項二定メタル登記ヲ為スコトヲ要スノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第テハ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務間内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於第四十八条 法人力主タル事務所ヲ移転シタルトキハニ週

キハ其移転ノミノ登記ヲ為スコトヲ要ス同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ事務所ヲ移転シタルト

用ス但外国二於テ生シタル事項二付テ八其通知ノ到達シ定八外国法人カ日本二事務所ヲ設クル場合ニモ亦之ヲ適第四十九条(第四十五条第三項、第四十六条及ヒ前条ノ規

タル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

ヲ否認スルコトヲ得所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ他人ハ其法人ノ成立外国法人カ始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務

第五十三条 理事八総テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但	第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人(理事の代表の範囲)
	決する。
キトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス	段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で
理事数人アル場合ニ於テ定款又八寄附行為ニ別段ノ定ナ	2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別
ス	ばならない。
第五十二条(法人二ハー人又八数人ノ理事ヲ置クコトヲ要	第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなけれ
	(理事)
第二節 法人ノ管理	第二節・法人の管理
訂正スルコトヲ要ス	ごとに必要な変更を加えなければならない。
社団法人八社員名簿ヲ備へ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ	2 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更がある
	目録を作成しなければならない。
之ヲ作ルコトヲ要ス	設けるものは、設立の時及びその年度の終了の時に財産
事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ	に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を
目録ヲ作リ常ニ之ヲ事務所ニ備へ置クコトヲ要ス但特ニ	の間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所
第五十一条 法人八設立ノ時及ヒ毎年初ノ三个月内ニ財産	第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月まで
	(財産目録及び社員名簿)
ノトス	るものとする。
第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモ	第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあ
	(法人の住所)

	人を選任しなければならない。
特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス	判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理
事八代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ	は、理事は、代理権を有しない。この場合において、裁
第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理	第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項について
	(利益相反行為)
	なければならない。
求二因リ仮理事ヲ選任ス	、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任し
生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請	ことにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は
第五十六条 理事ノ欠ケタル場合ニ於テ遅滞ノ為メ損害ヲ	第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞する
	(仮理事)
委任スルコトヲ得	他人に委任することができる。
テ禁止セラレサルトキニ限リ特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ	って禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を
第五十五条(理事八定款、寄附行為又八総会ノ決議ニ依リ	第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によ
	(理事の代理行為の委任)
ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス	に対抗することができない。
第五十四条 理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意	第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者
	(理事の代理権の制限)
	従わなければならない。
社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ従フコトヲ要ス	反することができず、社団法人にあっては総会の決議に
定款ノ規定又八寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又	を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の定めに

総社員ノ五分ノー以上ヨリ会議ノ目的タル事項ヲ示シテ	2 総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示
時ニテモ臨時総会ヲ招集スルコトヲ得	は、いつでも臨時総会を招集することができる。
第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何	第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めるとき
	(臨時総会)
総会ヲ開クコトヲ要ス	の通常総会を開かなければならない。
第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常	第六十条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員
	(通常総会)
ルコト	、総会を招集すること。
四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ総会ヲ招集ス	四 前号の規定による報告をするため必要があるときは
	ے،
コナ	ると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をするこ
ヲ発見シタルトキハ之ヲ総会又ハ主務官庁ニ報告スル	しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があ
三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコト	三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若
二 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト	二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
法人丿財産丿状況ヲ監査スルコト	法人の財産の状況を監査すること。
第五十九条 監事ノ職務左ノ如シ	第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。
	(監事の職務)
テー人又八数人ノ監事ヲ置クコトヲ得	、一人又は数人の監事を置くことができる。
第五十八条 法人二八定款、寄附行為又八総会ノ決議ヲ以	第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で
	(監事)

人ヲ出タスコトヲ得	て表決をすることができる。
総会二出席セサル社員八書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理	2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によっ
第六十五条(各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス)	第六十五条 各社員の表決権は、平等とする。
	(社員の表決権)
	の限りでない。
款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス	ができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、こ
通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但定	らかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすること
第六十四条の総会ニ於テハ第六十二条ノ規定ニ依リテ予メ	第六十四条 総会においては、第六十二条の規定によりあ
	(総会の決議事項)
行フ	0
二委任シタルモノヲ除ク外総テ総会ノ決議ニ依リテ之ヲ	に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う
第六十三条(社団法人ノ事務八定款ヲ以テ理事其他ノ役員)	第六十三条 社団法人の事務は、定款で理事その他の役員
	(社団法人の事務の執行)
トヲ要ス	た方法に従ってしなければならない。
タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ従ヒテ之ヲ為スコ	日前に、その会議の目的である事項を示し、定款に定め
第六十二条の総会ノ招集ハ少クトモ五日前ニ其会議ノ目的	第六十二条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五
	(総会の招集)
	を妨げない。
要ス但此定数八定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得	ければならない。ただし、定款で別段の定めをすること
請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時総会ヲ招集スルコトヲ	して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しな

る事由によって解散する。	2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げ	四 設立の許可の取消し	三の破産手続開始の決定	二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能	一定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生	第六十八条 法人は、次に掲げる事由によって解散する。	(法人の解散事由)	第三節 法人の解散	状況を検査することができる。	3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の	とができる。	2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をするこ	第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。	(法人の業務の監督)	をする場合には、その社員は、表決権を有しない。	第六十六条 社団法人と特定の社員との関係について議決	(表決権のない場合)	వ °	3 前条ただし書の規定は、前二項の場合について準用す
散ス	社団法人八前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解	四 設立許可ノ取消	三 破産手続開始ノ決定	二 法人ノ目的タル事業ノ成功又八其成功ノ不能	一 定款又八寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生	第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス		第三節 法人ノ解散	状況ヲ検査スルコトヲ得	主務官庁八何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ	得	主務官庁八法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ	第六十七条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス		場合二於テハ其社員八表決権ヲ有セス	第六十六条(社団法人ト或社員トノ関係ニ付キ議決ヲ為ス)		ス	前二項ノ規定八定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セ

一総会の決議

二 社員が欠けたこと。

(法人の解散の決議)

なければ、解散の決議をすることができない。ただし、|第六十九条 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成が |

定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(法人についての破産手続の開始)

くは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始のることができなくなった場合には、裁判所は、理事若し第七十条 法人がその債務につきその財産をもって完済す

始の申立てをしなければならない。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開

決定をする。

(法人の設立の許可の取消し)

る。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときいときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができないて、他の方法により監督の目的を達することができなは設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命第七十一条 法人がその目的の範囲を超える事業をし、又

一 総会ノ決議

二 社員ノ欠亡

二非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ第六十九条(社団法人ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アル

定アルトキハ此限ニ在ラス

ルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ申立ニ因リ又ハ職第七十条 法人力其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタ

権ヲ以テ破産手続開始ノ決定ヲ為ス

スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ理事八直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為

年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為サザルトキが同ジ

「中以上事業ヲ為シ又が設立ノ許

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定 第七十三条 解散した法人は、 3 2 第七十二条 する。 ない。 又は総会において理事以外の者を選任したときは、この だし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、 目的のために、その財産を処分することができる。 は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する 又はその者を指定する方法を定めなかったときは、 指定した者に帰属する による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。た て、その清算の完了に至るまで存続するものとみなす。 し、社団法人にあっては、総会の決議を経なければなら も、同様とする。 (清算法人) (残余財産の帰属) (清算人) 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、 前二項の規定により処分されない財産は、 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で 清算の目的の範囲内におい 国庫に帰属 ただ 理事 第七十四条 第七十三条 第七十二条 選任シタルトキハ此限ニ在ラス 以テ指定シタル人ニ帰属ス クハ寄附行為二別段ノ定アルトキ又八総会二於テ他人ヲ ス 前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産八国庫ニ帰属 分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ル 指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可 八其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処 定款又八寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ コトヲ要ス 二因ル解散ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若 解散シタル法人ノ財産八定款又八寄附行為ヲ 法人力解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テ

限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

きは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求によ、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあると第七十五条 前条の規定により清算人となる者がないとき 気

り又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を第七十六条(重要な事由があるときは、裁判所は、利害関

解任することができる。

(清算人及び解散の登記及び届出)

| 可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地 | 第七十七条 | 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許 | な

いては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原においては二週間以内に、その他の事務所の所在地にお

庁に届け出なければならない。因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官

在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所

においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし

八清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判第七十五条(前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又

テ清算人ヲ選任スルコトヲ得所ハ利害関係人若クハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以

若ク八検察官ノ請求ニ因リ又八職権ヲ以テ清算人ヲ解任第七十六条(重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人

スルコトヲ得

ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ハニ週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テ第七十七条 清算人八破産手続開始ノ決定及ビ設立許可ノ

間内二其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届地ニ於テハニ週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在

ス但清算人八知レタル債権者ヲ除斥スルコトヲ得ス	ればならない。ただし、清算人は、知れている債権者を
	は、その債権は清算から除斥されるべき旨を付記しなけ
前項ノ公告二八債権者力期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ	2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないとき
	ことができない。
月ヲ下ルコトヲ得ス	らない。この場合において、その期間は、二箇月を下る
申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハニ个	期間内にその債権の申出をすべき旨を催告しなければな
三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シー定ノ期間内ニ其請求ノ	少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の
第七十九条 清算人八其就職ノ日ヨリニ个月内ニ少クトモ	第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、
	(債権の申出の催告等)
為スコトヲ得	一切の行為をすることができる。
清算人八前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ	2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な
三 残余財産ノ引渡	三 残余財産の引渡し
二 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済	二 債権の取立て及び債務の弁済
現務ノ結了	任務の終了
第七十八条 清算人ノ職務左ノ如シ	第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。
	(清算人の職務及び権限)
ル清算人ニ之ヲ準用ス	就職した清算人について準用する。
前項ノ規定八設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタ	3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に
	ない。
出ツルコトヲ要ス	、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければなら

引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコト	権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したも
本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又八帰属権利者ニ	3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債
	任務を終了したものとする。
	う。以下同じ。) にその事務を引き継いだときは、その
	第七十五号)第二条第十二項に規定する破産管財人をい
終ハリタルモノトス	た場合において、破産管財人 (破産法 (平成十六年法律
清算人八破産管財人二其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ	2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受け
	ばならない。
産手続開始ノ申立ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス	ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなけれ
足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人八直チニ破	に足りないことが明らかになったときは、清算人は、直
第八十一条 清算中ニ法人丿財産カ其債務ヲ完済スルニ不	第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するの
	(清算法人についての破産手続の開始)
	とができる。
請求ヲ為スコトヲ得	に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をするこ
完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ	は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者
第八十条 前条ノ期間後ニ申出テタル債権者八法人ノ債務	第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者
	(期間経過後の債権の申出)
トヲ要ス	催告しなければならない。
清算人八知レタル債権者二八各別ニ其申出ヲ催告スルコ	3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出を
	除斥することができない。

。)においてその全部又は一部を処理することとするこ 得その他の執行機関(以下「都道府県の執行機関」という 機関 を勇利に「正今で気めるところにより」者道府県の矢事 勇烈	 第		定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する 定ムニ	第八十四条(この章に規定する主務官庁の権限は、政令で 第八十三	(主務官庁の権限の委任)	第四節 補則	主務官庁に届け出なければならない。	第八十三条 清算が完了したときは、清算人は、その旨を 第八十三条	(清算完了の届出)	をすることができる。	裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査 裁判所	第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属す 第八十二条	解散及び清算の監督)	できる。	のがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことが ヲ得
得機関二於テ其全部又八一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ機関ニ於テ其全部又八一部ヲ処理スルコトトスルコトヲー		委任スルコトヲ得	定ムル所ニ依リ其全部又ハー部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ	第八十三条ノニ 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限八政令ノ		第四節 補則	庁ニ届出ツルコトヲ要ス	二条 清算力結了シタルトキハ清算人八之ヲ主務官		査ヲ為スコトヲ得	裁判所八何時ニテモ職権ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検	条 法人ノ解散及ヒ清算八裁判所ノ監督ニ属ス			

とができる。

取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をするろにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の2.前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるとこ

ことができる。

機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定3.第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行

めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示し

なければならない。

第五節 罰則

第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各

号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料

に処する。

一 この章に規定する登記を怠ったとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは

社員名簿に不正の記載をしたとき。

政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府る主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行三(第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定によ

県ノ執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人

事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得第一項ノ場合ニ於テ主務官庁八都道府県ノ執行機関ガ其

主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコ

トヲ要ス

第五節 罰則

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於

テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラル

本章二定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

名簿二不正ノ記載ヲ為シタルトキ 第五十一条ノ規定ニ違反シ又八財産目録若クハ社員

三の第六十七条又八第八十二条ノ場合二於テ主務官庁、

其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其 |

権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ

第八十六条 土地及ヒ其定著物八之ヲ不動産トス	第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。 (不動産及び動産)
第八十五条(本法二於テ物ト八有体物ヲ謂フ	。 第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう (定義)
第三章 物	第四章 物
十万円以下ノ過料ニ処セラル 第八十匹条ノニ 第三十匹条ノニノ規定ニ違反シタル者ハ	に処する。 2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料
八	る公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
六 第七十九条又八第八十一条二定メタル公告ヲ為スコ	七の第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定によ
ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ	破産手続開始の申立てを怠ったとき。
五 第七十条又八第八十一条ノ規定ニ反シ破産手続開始	六の第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による
事実ヲ隠蔽シタルトキ	又は事実を隠ぺいしたとき。
府県ノ執行機関又八総会ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ	府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、
四 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道	五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道
	上の命令に違反したとき。
府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ	限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督
スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道	限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権
三ノ二 主務官庁又八其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属	四の第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権
裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ	県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

、日割計算によりこれを取得する。 2 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じてれを収取する権利を有する者に帰属する。第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、こ	帰属)	2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法する。	第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天然果実と (天然果実及び法定果実)	2(従物は、主物の処分に従う。た物を従物とする。	司じ。)が、その物の常用こ共するため、自己の所有こ 第八十七条 物の所有者(所有権を有する者をいう。以下	(主物及び従物)いう。以下同じ。)は、動産とみなす。って、その証書に債権者の氏名の記載を要しないものを	3 無記名債権(証書を所持する者に弁済すべき債権であ2 不動産以外の物は、すべて動産とする。
取得スとは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、」」というない。「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		物ノ使用ノ対価トシテ受クヘキ金銭其他ノ物ヲ法定果実ス	第八十八条(物ノ用方二従ヒ収取スル産出物ヲ天然果実ト	従物八主物ノ処分二随フ	- 所有二属スル也ノ勿ヲ以テ之ニ附属セシメタルトキハ其第八十七条 - 物ノ所有者カ其物ノ常用ニ供スル為メ自己ノ		無記名債権ハ之ヲ動産ト看做ス此他ノ物ハ総テ之ヲ動産トス

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的と

する法律行為は、 無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関し ない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従

う。

(任意規定と異なる慣習)

第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣 習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習に

よる意思を有しているものと認められるときは、その慣

習に従う。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者 (意思表示をする者をい

妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、 とを知ってしたときであっても、そのためにその効力を う。以下この節において同じ。) がその真意ではないこ

> 第四章 法律行為

節 総則

第九十条 公ノ秩序又八善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的ト

スル法律行為ハ無効トス

第九十一条 法律行為ノ当事者力法令中ノ公ノ秩序二関セ

サル規定二異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ

従フ

第九十二条 ル慣習アル場合二於テ法律行為ノ当事者カ之二依ル意思 法令中ノ公ノ秩序二関セサル規定二異ナリタ

ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ従フ

第二節 意思表示

第九十三条 シトキハ其意思表示ハ無効トス リテ之ヲ為シタル為メ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ但相 手方カ表意者ノ真意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリ 意思表示八表意者力其真意ニ非サルコトヲ知

善意の第三者に対抗することができない。	前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、 詐欺	に限り、その意思表示を取り消すことができる。 表示	た場合においては、相手方がその事実を知っていたとき 合二	相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行っ 或人	とができる。 トラ得	第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すこ 第九十六条	(詐欺又は強迫)	できない。	ったときは、表意者は、自らその無効を主張することが 意者	ときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があ キハ	第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があった 第九十五条	(錯誤)	対抗することができない。	前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に 前項	とする。	第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効 第九十四条	(虚偽表示)	する。	又は知ることができたときは、その意思表示は、無効と
抗スルコトヲ得ス	詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対	表示ヲ取消スコトヲ得	合二於テ八相手方カ其事実ヲ知リタルトキニ限リ其意思	或人二対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場	得	六条 詐欺又八強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコ			意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス ニュー	キ八無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキ八表	五条 意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルト		ルコトヲ得ス	前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗ス	ス 	四条 相手方ト通シテ為シタル虚偽ノ意思表示八無			

(隔地者に対する意思表示)

方に到達した時からその効力を生ずる。第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手

ために、その効力を妨げられない。に死亡し、又は行為能力を失ったときであっても、その2.隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後2.

(公示による意思表示)

の方法によってすることができる。 きず、又はその所在を知ることができないときは、公示第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることがで「は

時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者その掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した3.公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又は

ずることができる。

到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス第九十七条 隔地者ニ対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ

思表示ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ表意者カ通知ヲ発シタル後ニ死亡シ又ハ能力ヲ失フモ意

依リテ之ヲ為スコトヲ得 ハス又ハ其所在ヲ知ルコト能ハサルトキハ公示ノ方法ニ第九十七条ノニ 意思表示ハ表意者カ相手方ヲ知ルコト能

命スルコトヲ得と場別のようには、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これ

ヲ経過シタル時ニ相手方ニ到達シタルモノト看做ス但表タル日又八其掲載ニ代ハル掲示ヲ始メタル日ヨリニ週間公示ニ依ル意思表示ハ最後ニ官報若ク八新聞紙ニ掲載シ

て過失があったときは、到達の効力を生じない。 が相手方を知らず、又はその所在を知らないことについ

4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場

きない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることがでる。とができまれてきなり。

ければならない。 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させな

轄に属する。

(意思表示の受領能力)

。 ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は意思表示をもってその相手方に対抗することができないた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受け

第三節 代理

この限りでない。

(代理行為の要件及び効果)

ることを示してした意思表示は、本人に対して直接にそ | 第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにす | ※

の効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示

ァリタレ〜Fへ川雀ノカコヲヒヱス意者カ相手方ヲ知ラス又ハ其所在ヲ知ラサルニ付キ過失

公示二関スル手続ハ相手方ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於アリタルトキハ到達ノ効力ヲ生セス

場合ニ於テ八相手方ノ最後ノ住所地ノ簡易裁判所ノ管轄テハ表意者ノ住所地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル

二属ス

裁判所八表意者ヲシテ公示ニ関スル費用ヲ予納セシムル

コトヲ要ス

此限ニ在ラス対抗スルコトヲ得ス但其法定代理人カ之ヲ知リタル後ハ者又ハ成年被後見人ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ第九十八条(意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年

第三節 代理

トヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効第九十九条(代理人カ其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコ)

前項ノ規定八第三者カ代理人ニ対シテ為シタル意思表示

力ヲ生ス

第百二条 代理人八能力者タルコトヲ要セス	第百二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。
	(代理人の行為能力)
	て知らなかった事情についても、同様とする。
トヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ	ったことを主張することができない。本人が過失によっ
八其自ラ知リタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコ	本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなか
代理人力本人ノ指図ニ従ヒ其行為ヲ為シタルトキハ本人	、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、
特定ノ法律行為ヲ為スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ	2 特定の法律行為をすることを委託された場合において
	実の有無によるものとする。
代理人ニ付キ之ヲ定ム	場合には、その事実の有無は、代理人についてのその事
コトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事実ノ有無ハ	ことにつき過失があったことによって影響を受けるべき
或事情ヲ知リタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタル	迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかった
第百一条の意思表示ノ効力力意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ	第百一条 意思表示の効力が意思を欠いたこと、詐欺、強
	(代理行為の瑕疵)
	0
コトヲ得ヘカリシトキハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス	知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する
但相手方力其本人ノ為メニスルコトヲ知リ又ハ之ヲ知ル	相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は
タル意思表示ハ自己ノ為メニ之ヲ為シタルモノト看做ス	意思表示は、自己のためにしたものとみなす。 ただし、
第百条 代理人力本人ノ為メニスルコトヲ示サスシテ為シ	第百条 代理人が本人のためにすることを示さないでした
	(本人のためにすることを示さない意思表示)
二之ヲ準用ス	について準用する。

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ること	りながら、	代理人が、	選任し	2 委任	に対し	人を選	第百五条	(復代	を選任	又はや	第百四条	(任意	内に	二代	 一 保	みをす	第百三条	(権 限
、去官分里人の夏分里人	ることを怠ったときは、この限りでない。)、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任す	2、復代理人が不適任又は不誠実であることを知	したときは、前項の責任を負わない。	委任による代理人は、本人の指名に従って復代理人を	に対してその責任を負う。	人を選任したときは、その選任及び監督について、本人	委任による代理人は、前条の規定により復代理	(復代理人を選任した任意代理人の責任)	を選任することができない。	又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人	委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、	任意代理人の復代理人)	内においてその利用又は改良を目的とする行為	代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲	保存行為	みをする権限を有する。	権限の定めのない代理人は、	(権限の定めのない代理人の権限)
	でない。	又は復代理人を解任す	不誠実であることを知	わない。ただし、その	名に従って復代理人を		び監督について、本人	条の規定により復代理	の責任)		でなければ、復代理人	人の許諾を得たとき、		目的とする行為	の性質を変えない範囲			は、次に掲げる行為の	
		セス	シ又八之ヲ解任スルコト	ハ其不適任又八不誠実ナ	代理人力本人ノ指名二従		ルトキハ選任及ヒ監督ニ	第百五条 代理人力前条ノ		選任スルコトヲ得ス	八已ムコトヲ得サル事由	第百四条 委任二因ル代理・		二於テ其利用又八改良	二 代理ノ目的タル物又	一 保存行為	ヲ有ス	第百三条 権限ノ定ナキ代	
			シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任	八其不適任又八不誠実ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知	代理人力本人丿指名二従ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキ		監督ニ付キ本人ニ対シテ其責ニ任ス	代理人力前条ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタ			ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ	ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又		八八改良ヲ目的トスル行為	ル物又八権利ノ性質ヲ変セサル範囲内			権限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノミヲ為ス権限	

ノ間ニ為シタル行為ニ付キ其責ニ任ス 示シタル者八其代理権ノ範囲内ニ於テ其他人ト第三者ト 第百九条 第三者ニ対シテ他人ニ代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表	りでない。 (代理権授与の表示による表見代理) (代理権授与の表示による表見代理)
債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得ス但第百八条(何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代義務ヲ有ス	については、この限りでない。
復代理人八本人及ヒ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ権利第百七条(復代理人八其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス	2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一を代表する。 第百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人(復代理人の権限)
一項二定メタル責任ノミヲ負フコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ前条第 第百六条 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スル	があるときは、前条第一項の責任のみを負う。ることができる。この場合において、やむを得ない事由第百六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任す

その効力を生じない。 た契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対して第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてし 第(無権代理)	限りでない。 者が過失によってその事実 善意の第三者に対抗するこ 第	委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、 くは後見開始の審判を受けたこと。 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若し一 本人の死亡	。 第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する 第一十一条 代理権の消滅事由) を正当な理由があるときについて準用する。 ・ に場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべ ・ 第百十条 前条の規定は、代理人がその権限外の行為をし 第 (権限外の行為の表見代理)
其効力ヲ生セスシタル契約ハ本人カ其追認ヲ為スニ非サレハ之ニ対シテ第百十三条(代理権ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ為	リシトキハ此限ニ在ラススルコトヲ得ス但第三者カ過失ニ因リテ其事実ヲ知ラサ第百十二条(代理権ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗	此他委任二因ル代理権ハ委任ノ終了二因リテ消滅ス(八後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト(一代理人ノ死亡又ハ代理人ガ破産手続開始ノ決定若ク()本人ノ死亡	第百十一条(代理権八左ノ事由ニ因リテ消滅ス八前条ノ規定ヲ準用スが前条ノ規定ヲ準用ス第三者カ其権限アリト信スヘキ正当ノ理由ヲ有セシトキ第百十条(代理人カ其権限外ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テ

第百十七条 他人ノ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其代	第百十七条 他人の代理人として契約をした者は、自己の
	(無権代理人の責任)
	の権利を害することができない。
遡リテ其効力ヲ生ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス	の時にさかのぼってその効力を生ずる。 ただし、第三者
第百十六条 追認八別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ	第百十六条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約
	(無権代理行為の追認)
ラス	知っていたときは、この限りでない。
当時相手方力代理権ナキコトヲ知リタルトキハ此限ニ在	し、契約の時において代理権を有しないことを相手方が
追認ナキ間八相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ	認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただ
第百十五条 代理権ヲ有セサル者ノ為シタル契約ハ本人ノ	第百十五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追
	(無権代理の相手方の取消権)
	したものとみなす。
キハ追認ヲ拒絶シタルモノト看做ス	、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶
告スルコトヲ得若シ本人カ其期間内ニ確答ヲ為ササルト	き旨を本人に催告することができる。この場合において
其期間内ニ追認ヲ為スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催	を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべ
第百十四条 前条ノ場合ニ於テ相手方八相当ノ期間ヲ定メ	第百十四条 前条の場合において、相手方は、相当の期間
	(無権代理の相手方の催告権)
ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス	その事実を知ったときは、この限りでない。
ヲ以テ其相手方ニ対抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事実	の相手方に対抗することができない。 ただし、相手方が
追認又八其拒絶八相手方ニ対シテ之ヲ為スニ非サレハ之	2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、そ

手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。 ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得

セス

(単独行為の無権代理)

。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をときに限り、第百十三条から前条までの規定を準用する為をすることに同意し、又はその代理権を争わなかった、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行第百十八条 単独行為については、その行為の時において 気

第四節 無効及び取消ししたときも、同様とする。

(無効な行為の追認)

を知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみ生じない。ただし、当事者がその行為の無効であること第百十九条(無効な行為は、追認によっても、その効力を)

二任スハ相手方ノ選択二従ヒ之ニ対シテ履行又八損害賠償ノ責理権ヲ証明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得サリシトキ

契約ヲ為シタル者カ其能力ヲ有セサリシトキハ之ヲ適用クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ又ハ代理人トシテ前項ノ規定ハ相手方カ代理権ナキコトヲ知リタルトキ若

シタルトキ亦同シス代理権ヲ有セサル者ニ対シ其同意ヲ得テ単独行為ヲ為ハ其代理権ヲ争ハサリシトキニ限リ前五条ノ規定ヲ準用人ト称スル者ノ代理権ナクシテ之ヲ為スコトニ同意シ又第百十八条単独行為ニ付テハ其行為ノ当時相手方カ代理

第四節 無効及ヒ取消

新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス当事者カ其無効ナルコトヲ知リテ追認ヲ為シタルトキハ第百十九条(無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其効力ヲ生セス但

	(取消し及び追認の方法)
	ことができない。
ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス	できない。ただし、追認によって第三者の権利を害する
者カ之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有効ナリシモノト看做	に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことが
第百二十二条 取消シ得ヘキ行為八第百二十条二掲ケタル	第百二十二条 取り消すことができる行為は、第百二十条
	(取り消すことができる行為の追認)
	務を負う。
限度二於テ償還ノ義務ヲ負フ	によって現に利益を受けている限度において、返還の義
看做ス但制限能力者八其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル	たものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為
第百二十一条 取消シタル行為八初ヨリ無効ナリシモノト	第百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であっ
	(取消しの効果)
取消スコトヲ得	人に限り、取り消すことができる。
表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限リ之ヲ	瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継
詐欺又八強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為八瑕疵アル意思	2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、
	できる。
ル者ニ限リ之ヲ取消スコトヲ得	くは同意をすることができる者に限り、取り消すことが
能力者又八其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得	る行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若し
第百二十条(能力ノ制限ニ因リテ取消シ得へキ行為八制限	第百二十条 行為能力の制限によって取り消すことができ
	(取消権者)
	なす。

三 更改	二履行の請求	一全部又は一部の履行	し、異議を留めたときは、この限りでない。	る事実があったときは、追認をしたものとみなす。 ただ	時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げ	第百二十五条 前条の規定により追認をすることができる	(法定追認)	•	佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない	3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保	ることができない。	知したときは、その了知をした後でなければ、追認をす	2 成年被後見人は、行為能力者となった後その行為を了	消滅した後にしなければ、その効力を生じない。	第百二十四条 追認は、取消しの原因となっていた状況が	(追認の要件)	する意思表示によってする。	している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対	第百二十三条 取り消すことができる行為の相手方が確定
三 更改	二 履行ノ請求	一 全部又八一部ノ履行	限二在ラス	追認ヲ為シタルモノト看做ス但異議ヲ留メタルトキハ此	ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事実アリタルトキハ	第百二十五条 前条ノ規定ニ依リ追認ヲ為スコトヲ得ル時			八補助人力追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス	前二項ノ規定八法定代理人又八制限能力者ノ保佐人若ク		トキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス	成年被後見人ガ能力者ト為リタル後其行為ヲ了知シタル	ヲ為スニ非サレハ其効ナシ	第百二十四条 追認八取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後之		テ之ヲ為ス	二於テ其取消又八追認八相手方ニ対スル意思表示ニ依リ	第百二十三条 取消シ得ヘキ行為ノ相手方力確定セル場合

定ノ間ニ於テ条件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生スヘキ相手	が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為
第百二十八条の条件附法律行為ノ各当事者八条件ノ成否未	第百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否
	(条件付法律行為から生ずべき利益の侵害の禁止)
	に従う。
ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ	以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思
当事者カ条件成就ノ効果ヲ其成就以前ニ遡ラシムル意思	3 当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時
	の効力を失う。
解除条件附法律行為八条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ失フ	2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からそ
効力ヲ生ス	た時からその効力を生ずる。
第百二十七条 停止条件附法律行為八条件成就ノ時ヨリ其	第百二十七条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就し
	(条件が成就した場合の効果)
第五節の条件及と期限	第五節 条件及び期限
二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ	の時から二十年を経過したときも、同様とする。
間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ	五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為
第百二十六条の取消権ハ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ五年	第百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から
	(取消権の期間の制限)
六 強制執行	六 強制執行
ハー部ノ譲渡	全部又は一部の譲渡
五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル権利ノ全部又	五 取り消すことができる行為によって取得した権利の
四担保ノ供与	四 担保の供与

、その法律行為は無効とする。	律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときは	合において、その条件が停止条件であるときは、その法	第百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場	(既成の条件等)	は、その条件が成就したものとみなすことができる。	当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方	第百三十条 条件が成就することによって不利益を受ける	(条件の成就の妨害)	存し、又はそのために担保を供することができる。	の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、保	第百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者	(条件の成否の確定前の権利の処分等)	から生ずべき相手方の利益を害することができない。	
	シ解除条件ナルトキハ無効トス	於テ其条件力停止条件ナルトキ八其法律行為八無条件ト	第百三十一条の条件力法律行為ノ当時既二成就セル場合ニ		ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得	力故意ニ其条件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其条件	第百三十条 条件ノ成就二因リテ不利益ヲ受クヘキ当事者		スルコトヲ得	義務ハ一般ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分、相続、保存又ハ担保	第百二十九条 条件ノ成否未定ノ間ニ於ケル当事者ノ権利		方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス	

3

きは、その法律行為は無条件とする。

したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第百

ラサル間八第百二十八条及ヒ第百二十九条ノ規定ヲ準用

前二項ノ場合二於テ当事者カ条件ノ成就又八不成就ヲ知

前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就

2

いた場合において、その条件が停止条件であるときは、

条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定して

その法律行為は無効とし、その条件が解除条件であると

条件ナルトキハ無条件トス

条件ノ不成就力法律行為ノ当時既二確定セル場合二於テ

其条件力停止条件ナルトキハ其法律行為八無効トシ解除

第百三十六条 期限八債務者ノ利益ノ為メニ定メタルモノ	第百三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたもの
	(期限の利益及びその放棄)
限ノ到来シタル時ニ於テ消滅ス	は、期限が到来した時に消滅する。
法律行為二終期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ効力ハ期	2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力
	ない。
為ノ履行八期限ノ到来スルマテ之ヲ請求スルコトヲ得ス	行為の履行は、期限が到来するまで請求することができ
第百三十五条 法律行為二始期ヲ附シタルトキハ其法律行	第百三十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律
	(期限の到来の効果)
ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス	務者の意思のみに係るときは、無効とする。
第百三十四条 停止条件附法律行為八其条件力単二債務者	第百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債
	(随意の条件)
不能ノ解除条件ヲ附シタル法律行為八無条件トス	2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。
トス	とする。
第百三十三条 不能ノ停止条件ヲ附シタル法律行為ハ無効	第百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効
	(不能の条件)
	とする。
不法行為ヲ為ササルヲ以テ条件トスルモノ亦同シ	る。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様
第百三十二条 不法ノ条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス	第百三十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とす
	(不法な条件等)
ス	二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

と推定する。	ト推定ス
2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これ	期限ノ利益ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得但之カ為メニ相手方
によって相手方の利益を害することができない。	ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス
(期限の利益の喪失)	
第百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利	第百三十七条(左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主)
益を主張することができない。	張スルコトヲ得ス
一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。	一 債務者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ
二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させ	二 債務者力担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ
たとき。	
三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、こ	三 債務者力担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供
れを供しないとき。	セサルトキ
第六章 期間の計算	第五章 期間
(期間の計算の通則)	
第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の	第百三十八条(期間ノ計算法八法令、裁判上ノ命令又八法)
命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定め	律行為二別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ
がある場合を除き、この章の規定に従う。	
(期間の起算)	
第百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期	第百三十九条 期間ヲ定ムルニ時ヲ以テシタルトキハ即時
間は、即時から起算する。	ヨリ之ヲ起算ス
第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたとき	第百四十条 期間ヲ定ムルニ日、週、月又八年ヲ以テシタ

は 前零時から始まるときは、この限りでない。 期間の初日は、 算入しない。ただし、その期間が午 ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

(期間の満了)

第百四十一条 をもって満了する。 前条の場合には、期間は、その末日の終了

第百四十二条 習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。 その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない 法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する 慣

(暦による期間の計算)

第百四十三条 その期間は、暦に従って計算する 週、月又は年によって期間を定めたときは

2 当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって いときは、その月の末日に満了する。 期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がな の期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、そ

第七章 時効

(時効の効力) 第一節 総則

ルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時

第百四十一条 テ期間ノ満了トス 前条ノ場合ニ於テ八期間ノ末日ノ終了ヲ以

第百四十二条 当タルトキハ其日二取引ヲ為ササル慣習アル場合ニ限リ 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ

期間八其翌日ヲ以テ満了ス

第百四十三条 トキハ暦二従ヒテ之ヲ算ス 期間ヲ定ムルニ週、 月又八年ヲ以テシタル

トス 週、月又八年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日 ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於 最後ノ週、月又八年二於テ其起算日二応当スル日ノ前日

第六章 時効

一節 総則

場合には、時効の中断の効力を生じない。第百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの「第(裁判上の請求)	の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ第百四十八条(前条の規定による時効の中断は、その中断(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)(一種説)	三 系忍 二 差押え、仮差押え又は仮処分 一 請求 。	第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する(時効の中断の事由)できない。	第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することが(第一の利益の放棄)がこれによって裁判をすることができない。	第百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所(第一(時効の援用)
於テ八時効中断ノ効力ヲ生セス第百四十九条(裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ	二於テノミ其効力ヲ有ス第百四十八条が前条ノ時効中断ハ当事者及ヒ其承継人ノ間ニュー・発記	二、差押、仮差押又八仮処分 - 請求	第百四十七条(時効八左ノ事由ニ因リテ中断ス)	第百四十六条(時効ノ利益ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ス)判所之ニ依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス	第百四十五条(時効八当事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁)

(支払督促)

第百五十条 支払督促は、 とによりその効力を失うときは、 二条に定める期間内に仮執行の宣言の申立てをしないこ 債権者が民事訴訟法第三百九十 時効の中断の効力を生

じない。

(和解及び調停の申立て)

第百五十一条 年法律第二百二十二号) 若しくは家事審判法 (昭和二十 が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、 二年法律第百五十二号)による調停の申立ては、相手方 箇月以内に訴えを提起しなければ、 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六 時効の中断の効力

を生じない。 (破産手続参加等)

第百五十二条 参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続 時効の中断の効力を生じない。

(催告)

却下されたときは、

第百五十三条 事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続 払督促の申立て、 催告は、六箇月以内に、 和解の申立て、民事調停法若しくは家 裁判上の請求、支

> 第百五十条 宣言ノ申立ヲ為ササルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中 支払督促八債権者力法定ノ期間内ニ仮執行ノ

断ノ効力ヲ生セス

第百五十一条 和解ノ為メニスル呼出八相手方力出頭セス

又八和解ノ調ハサルトキハー个月内ニ訴ヲ提起スルニ非 サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和

解ノ調ハサルトキ亦同シ

第百五十二条 参加八債権者カ其申立又八届出ヲ取下ゲ又ハ之カ却下セ 破産手続参加、 再生手続参加又八更生手続

ラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス

第百五十三条 参加又八更生手続参加、差押、仮差押又八仮処分ヲ為ス メニスル呼出若クハ任意出頭、 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、 破産手続参加、 和解ノ為 再生手続

第百五十八条時効ノ期間満了前六箇月内ニ於テ未成年者	第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成
	(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)
ル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム	た時から、新たにその進行を始める。
裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効八裁判ノ確定シタ	2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定し
ル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム	た時から、新たにその進行を始める。
第百五十七条 中断シタル時効八其中断ノ事由ノ終了シタ	第百五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了し
	(中断後の時効の進行)
ス	があることを要しない。
相手方ノ権利ニ付キ処分ノ能力又八権限アルコトヲ要セ	は、相手方の権利について処分をする行為能力又は権限
第百五十六条 時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ	第百五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするに
	(承認)
ル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス	後でなければ、時効の中断の効力を生じない。
クル者ニ対シテ之ヲ為ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタ	益を受ける者に対してしないときは、その者に通知した
第百五十五条 差押、仮差押及ヒ仮処分八時効ノ利益ヲ受	第百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利
キハ時効中断ノ効力ヲ生セス	消されたときは、時効の中断の効力を生じない。
因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルト	請求により、又は法律の規定に従わないことにより取り
第百五十四条 差押、仮差押及ヒ仮処分八権利者ノ請求ニ	第百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の
	(差押え、仮差押え及び仮処分)
	なければ、時効の中断の効力を生じない。
二非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス	参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をし

	は、完成しない。
	決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効
个月内八時効完成セス	確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の
ノ選任セラレ又ハ破産手続開始ノ決定アリタル時ヨリ六	相続財産をいう。)に関する権利については、相続人が
第百六十条 相続財産ニ関シテハ相続人ノ確定シ、管理人	第百六十条 相続財産 (第八百八十四条第二項に規定する
	(相続財産に関する権利の時効の停止)
	の間は、時効は、完成しない。
権利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六个月内ハ時効完成セス	については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまで
第百五十九条ノニ 夫婦ノー方カ他ノー方ニ対シテ有スル	第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利
	(夫婦間の権利の時効の停止)
	は、その権利について、時効は、完成しない。
リ六箇月内八時効完成セス	法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間
力能力者ト為リ又八後任ノ法定代理人力就職シタル時ヨ	者又は成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の
スル父、母又八後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者	母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年
第百五十九条(未成年者又八成年被後見人力其財産ヲ管理)	2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、
	完成しない。
	は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、
月内八之ニ対シテ時効完成セス	法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間
カ能力者ト為リ又八法定代理人力就職シタル時ヨリ六箇	未成年者又は成年被後見人が行為能力者となった時又は
又八成年被後見人力法定代理人ヲ有セサリシトキハ其者	年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その

(天災等による時効の停止)

経過するまでの間は、時効は、完成しない。ができないときは、その障害が消滅した時から二週間を他避けることのできない事変のため時効を中断すること第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その「

第二節 取得時効

(所有権の取得時効)

かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取第百六十二条 二十年間、所有の意思をもって、平穏に、

得する。

であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意2(十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と)

(所有権以外の財産権の取得時効)

得する。

第百六十三条

所有権以外の財産権を、

自己のためにする

条の区別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利意思をもって、平穏に、かつ、公然と行使する者は、前

を取得する。

(占有の中止等による取得時効の中断

八其妨碍ノ止ミタル時ヨリニ週間内八時効完成セスへカラサル事変ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキ第百六十一条善時効ノ期間満了ノ時ニ当タリ天災其他避ク

第二節 取得時効

人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有権ヲ取得ス 第百六十二条 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穏且公然ニ他

八其不動産ノ所有権ヲ取得ス有シタル者カ其占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキ十年間所有ノ意思ヲ以テ平穏且公然ニ他人ノ不動産ヲ占

十年又八十年ノ後其権利ヲ取得ス思ヲ以テ平穏且公然ニ行使スル者ハ前条ノ区別ニ従ヒニ第百六十三条 所有権以外ノ財産権ヲ自己ノ為メニスル意

第百七十一条 弁護士又八弁護士法人八事件終了ノ時ヨリ	第百七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時
八其負担シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス	する債権
二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ関スル債権但此時効	二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関
ル債権	する債権
医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治術、勤労及ヒ調剤ニ関ス	医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関
	号の工事が終了した時から起算する。
リテ消滅ス	、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同
第百七十条 左二掲ケタル債権八三年間之ヲ行ハサルニ因	第百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは
	(三年の短期消滅時効)
二因リテ消滅ス	ないときは、消滅する。
其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権八五年間之ヲ行ハサル	銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使し
第百六十九条 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭	第百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金
	(定期給付債権の短期消滅時効)
	ができる。
債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得	つでも、その債務者に対して承認書の交付を求めること
定期金ノ債権者八時効中断ノ証ヲ得ル為メ何時ニテモ其	2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、い
之ヲ行ハサルトキ亦同シ	年間行使しないときも、同様とする。
間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ弁済期ヨリ十年間	年間行使しないときは、消滅する。 最後の弁済期から十
第百六十八条 定期金ノ債権八第一回ノ弁済期ヨリニ十年	第百六十八条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十
	(定期金債権の消滅時効)

(一年の短期消滅時効)	は寄宿の代価について有する債権 :	三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又 三	債権	のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する	注文を受けて物を製作し、又は自己の仕事場で他人 二	商品の代価に係る債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は	は、消滅する。	第百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないとき 第百-	っても、その事項に関する債権は、消滅する。	了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であ 債!	前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終して	年間行使しないときは、消滅する。 サ:	する債権は、その原因となった事件が終了した時から二 ス:	第百七十二条(弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関 第百・	(二年の短期消滅時効)	その責任を免れる。	たときは、その職務に関して受け取った書類について、 職	から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過し 公記
	ル校主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債権	生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ関ス			居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ関スル債権	ヒ商品ノ代価	生産者、卸売商人及ヒ小売商人力売却シタル産物及	因リテ消滅ス	第百七十三条(左二掲ケタル債権八二年間之ヲ行ハサルニ		債権八消滅ス	年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル	サルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五	スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリニ年間之ヲ行ハ	第百七十二条(弁護士、弁護士法人及ビ公証人ノ職務ニ関			職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル	公証人八其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其

雀こつへては、適用しなり。	前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債 前項ノ規	た権利についても、同様とする。	その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定 カヲ有スルモノ	も、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停 ヲ十年ト	ては、十年より短い時効期間の定めがあるものであって 年ヨリ短	第百七十四条の二 確定判決によって確定した権利につい 第百七十四条ノニ	判決で確定した権利の消滅時効)	五 動産の賃料に係る債権 アン・アン・アン・アン・ 五 動産	る債権	飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係 席料、	旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、 四 旅店、	三 運送賃に係る債権 - 選送賃	その供給した物の代価に係る債権	自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又は 二 労力	料に係る債権	月又はこれより短い時期によって定めた被用者の給 月又	は、消滅する。	第百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないとき 第百七十四条
ハ之ヲ適用セス	前項ノ規定ハ確定ノ当時未夕弁済期ノ到来セサル債権ニ		ハモノニ依リテ確定シタル権利ニ付キ亦同シ	ヲ十年トス裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ効	年ヨリ短キ時効期間ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之	[条ノ二 確定判決ニ依リテ確定シタル権利ハ十		動産ノ損料		木戸銭、消費物代価並ニ立替金	7、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、	@ 任員		労力者及ヒ芸人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代価		月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料	:滅ス	[条 左二掲ケタル債権ハー年間之ヲ行ハサルニ